

第4回道州制推進会議議事録

日時：平成16年1月30日（金）15：30～16：45

場所：プレスト1・7 （社）北海道中小企業会館C会議室

出席者	委員	宮脇座長、五十嵐委員、井上委員、岡部委員、小磯委員、谷委員
	道	新田政策室長、前川政策室次長、浅利参事、松山主幹

開会

○新田室長：本日は、皆様ご多忙中、お集まりいただきましてありがとうございます。
ただいまから、第4回目の道州制推進会議を開催をいたしたいと思いを。

議事に入ります前に、昨年12月11日に開催をいたしました第3回以後の道州制に関しての動きを簡単に報告をさせていただきたいと思いを。

まず一つ目は、経済財政諮問会議での知事の出席でございますが、昨年12月19日の経済財政諮問会議におきまして、道州制の先行実施に関しまして、知事から説明をさせていただいたところでございます。民間議員あるいはまた総理の方からもしっかりやるようにという激励の言葉をいただいたところでございます。

また、これに関連いたしまして、内閣の方に道州制の担当組織といえますか、担当窓口が設置をされたところでございます。

また、開発予算の関係では、国の16年度予算（案）で「道州制の検討に資する北海道広域連携モデル事業」というのが創設をされたところでございまして、公共事業費であります北海道開発事業費の中に、補助事業に当てられます経費といたしまして100億円が計上されたところでございます。

また、今年に入りまして19日には、首相の施政方針演説の中では、道州制につきまして北海道が地方の自立、最初の先行事例となるよう支援していく旨が述べられているところでございます。

また、道側の動きとしましては、「今年が道州制の元年だ」ということを知事も言っておりますが、組織の充実ということで、1月15日付で道州制を担当いたします専任の次長を設置をしたところでございます。今出席しておりますが、前川でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

○前川：前川でございます。どうかよろしくお願ひします。

○新田室長：これからは前川を中心にいたしまして、もう既に始めておりますけれども、各団体あるいは市町村、あるいはまた道民に対して道州制というものを説明をし、そしてまた意見、提言をどんどん集約すると。これを今月と2月で集約的にやろうというふうに

しているところをごさいますて、それを踏まえて、またこの会議でご議論いただき、3月には1回、道の考え方みたいのをまとめていこうというふうに考えているところをごさいます。まだまだご面倒をおかけするかと思いますけれども、よろしく願い申し上げたいというふうに思います。

では、座長の方から、あとはよろしく願います。

○宮脇座長：それでは、議事に入りたいと思います。

まず事務局より、本日の議題であります「道州制の先行実施に向けた取り組みについて」、ご説明いただきまして、その後議論を進めてまいりたいと思います。

それでは、事務局の方からご説明お願いいたします。

道州制の先行実施に向けた取り組みについて

○浅利参事：それでは、私の方からまずご説明をさせていただきます。

お手元に配付されおります資料1、「第3回道州制推進会議にかかわる意見への対応等」からご説明をさせていただきます。

まず1ページ目でございますけれども、第3回で出されましたご意見としまして、今後さらなる戦略的な考え方が必要でございますて、各テーマについて北海道の何が課題となっており、規制緩和や権限、財源の移譲について「何がどう変わるのか」を示す必要があると、こういうご意見がございました。これにつきましては、本日の資料「道州制プログラム（仮称）」というのがございますが、これの11ページをごらんになっていただきたいのですが、今回例えば11ページでありますと「世界に通ずる北海道観光の形成」のところて、目的、それから道州制先行実施のねらい、全国のモデルとしての位置づけ、各テーマにつきまして、こういうような形で書かせていただいておりますので、その中でなるべくそういったところがわかるようなふうにしたつもりでございますけれども、今後とも各市町村だとか経済界といろいろご意見をいただきながら、より具体的な内容となるように私も努めていきたいというふうに考えております。

それから、2点目でございますけれども、国立公園に関する権限移譲等、これについて追加ができないのかと、こういったご意見がございました。これにつきましては、14ページ目でございますけれども、国立公園本体につきましてはなかなか難しいのですが、一番上、「国立公園利用調整地区に係る立入の認定等」ということで、これは国立公園の中に観光客等が入るのを制限するといった権限を、これは知床を想定しているのですが、ここの権限を北海道の方に移譲できないかといったような項目を今回追加をさせていただきました。

それから、3点目でございますけれども、農業、漁業の肉づけ、それから産業・雇用政策、この部分の肉づけということでございますけれども、農業につきましては、まだ記載はされておりませんが、現在新たな項目につきまして検討中でございます。

それから、漁業につきましては、既に1月の段階でも言ったと思っておりますけれども、16ペ

ージでございます。下から二つ目の農漁家のところの民宿、この前にもお話ししていたと思いますが、農漁家の方の民宿の規制緩和ということで追加させていただきましたし、それから一番下でございますけれども、市町村等による内水面の管理活用と、これは河川等の遊漁をする際に、市町村が漁業権を取得しまして、ルールある、あるいは適切な管理あるもとの遊漁をしようかというふうな発想のもとの項目が一つ入ってまいりました。

それから3点目として、産業・雇用の関係ですが、資料1の中に書いてございますように、他産業から農業の参入に係る金融の円滑化、これはまだ追加になっていませんが、現在整理作業中でございます。これは、農家から建設業者等が委託を受けて農産業を行う場合、そういった場合に農業用機械の取得について融資を受けられないかというようなことを緩和をお願いしようかというふうなことで、現在、作業を進めさせていただいております。

それから、4点目の国道、道道にかかわりまして、トラックの重量規制だとか速度規制、雇用の関係、これにつきましては、速度規制につきましては道路交通法等の改正もございますし、また北海道が交通事故死が日本一と、こういったことがもう10年以上も続いているということで、そういった面から交通事故の増加も懸念されるということもございまして、なかなかこの場ですぐそれを要望というふうにはならないのかなということで、なお検討を要する必要があるのかなというふうに考えてございます。それから、雇用につきましては現在、道とハローワークの連携などを視野に入れまして、再度検討をすることとしておるところでございます。

それから、一番下のところですがけれども、観光に関連しまして遊覧船のいろんな規制が何とかならないのかということでございますけれども、これにつきましては、右の方に書いてございますけれども、事業の開始、それから船舶の設備、それから航路、こういった安全上のいろいろな法律がございます。こういった法律のほかに、特に旅客運送に関する船舶については、これもまた人命を預かるという観点からいろんなさらに厳しい制約があるということで、なかなか厳しいものがあるのかなというふうに考えているところでございます。

次に、2ページでございますけれども、サマータイムの導入でございますけれども、これも経済界の方からいろいろご提言もあったということでございますが、道としてもサマータイムのメリットあるいはデメリットなどを研究してまいりたいというふうに考えていますけれども、いずれにしても、サマータイムは道民生活全般にかかわりますことですので、いろんなご意見の方もいらっしゃるものというふうに考えますので、道民の理解だとか気運の盛り上がり、こういったものを見きわめた対応が必要なのかなというふうに考えてございます。

それから、その下でございますけれども、風力発電の際の農地法の規制、これが何とかならないかということで、これについては現在、新たな項目として検討をさせていただいております。

それから、その下、地域医療の関係でございますが、医療大学の入学定員増、これによって過疎地域の医療過疎地域にやれるようにできないかというお話でございましたけれども、これについては現実にそぐわないのでないかというご意見がございました。現在、私どもが調べました結果、札幌医大で既存の定員枠の中でそういったことができないかというふうな検討を行っているというふうに承知をいたしましたので、それらの推移を見守っていきたいということで、今回は搭載はしてございません。なお、その際にご発言ございました九州だとかで医師の確保、これにつきましては昨年度から道の福祉部長が行っているというふうなことでございます。今後ともそういった努力を続けていきたいということでございます。

それから、その2ページの一番下でございますが、地域医療に関連しましてヘリコプターの呼ぶときにいろんな複雑な手間が、ということでございますけれども、これにつきまして調べましたところ、救急医療の場合は基本的には市町村から道の防災航空室、そこで道が持っているヘリコプターもしくは札幌市所有のヘリコプター、これの機材繰りを行うということで、そこで一時的に判断すると。ただ、そういったヘリがない場合だとかには、ほかのところに要請するケースもあるということでございますし、それから天候状況によっては時間がかかるケースもあるということでございますけれども、いずれにしても、一時的には道のところですぐ判断をするというふうなシステムになっているということでございます。

それから3ページにまいりまして、市町村への権限移譲、これも早急に検討が必要なのではないかというご意見でございました。それで、今回のプログラム（仮称：案）の9ページの一番下でございますが、市町村への権限移譲、これにつきまして今後体制を整備して、必要なものはプログラム事業としてやっていくような形で進めていきたいということで、今回記載をさせていただいてございます。

それから、3ページの真ん中でございますが、いろんな道の総合計画との整合性、それから指標、数字、こういったものを活用してはどうかということでございますけれども、私ども今回のテーマ設定に当たりましては、いろんな枠組みを決める際に一応長期計、総合計画、それから新生プラン、こういったもののくくりを参考にいたしましていろいろとくくらせていただいているということで、一応整合性を持たせてつくらせていただいたのかなというふうに考えてございます。

それから、指標の数字でございますけれども、これにつきましては新生プランだとか総合計画にも一定の数値目標のものもございませぬ。ただ、これをどういうふうに反映させていくのかなというのはちょっといろいろと今後検討させていただきたいなというふうに考えてございます。

それから、3番目でございますけれども、北海道からの転入・転出ということも視点として持った方がいいのではないかとございませぬけれども、これにつきまして実は18ページの産業・雇用の関係で、産学官が連携した新事業、新産業の創出と、こう

ということで、これも新生プランの中でこういう方式でもって雇用の場を確保すると、こういったことを意識しながら、私どもこういったくくりあるいはつくりをさせていただいているということでございますので、ご理解をお願いをしたいというふうに思っております。

それから一番最後でございますけれども、資料は権限移譲が先にきているけれども、規制緩和、これを最初にした方がいいのではないかというご意見でございました。これにつきましては、6ページでございますが、今回そのようにさせていただきました。6ページの「道州制の導入までのプロセス」の中の下の方の表でございますが、「実現に向けたプロセス」ということで、一番最初に規制緩和、これを持ってこさせていただきましたし、それから23ページで、これは全体の規制緩和、権限移譲、財源移譲、その他、こういった部分で記載をさせていただいているものですが、一番最初に規制緩和を入れさせていただいたということで、順番を変えさせていただいております。

前回のご意見いただいたものに対する対応については、以上でございます。

それでは、資料2についてご説明をさせていただきたいと思っております。

資料2でございますけれども、今回表紙のところでは道州制プログラム（仮称）ですけれども、このプログラムをつくった趣旨ということで、現状認識だとかあるいはこれまでの取り組み、それからプログラムの策定の趣旨、それからこれを今後どうやっていくかといったことをここで総体的に書かさせていただいております。

それから1ページに行きまして、これまでのいろんな議論だとか、先行実施についての考え方などを記載させていただいたのですが、これから市町村の説明だとかそういったこともございますし、道民にとっても理解しやすいようにということで、先行実施に至るまでの背景などについて整理をして、ここに書かさせていただいております。

大きくまず1ページ目は、「道州制をめぐる背景」ということで、地方分権の進展、道州制導入の意義、道州制なぜ今なのか、それから国における道州制の検討状況、北海道における道州制の検討、こういったことを1ページ、2ページで記載をさせていただいております。

それから3ページでございますが、3ページ、4ページは「北海道が目指す道州制」これは先ほど2ページの道州制の検討のところ最後に「分権型社会のモデル構想を策定しました」ということで終わっているのですが、基本的にはそのモデル構想に上げている内容をここにお示しをしているということでございまして、道州制の目指す姿としては、地方の側から見た目指す姿ということで、「地域の特性を生かす」、「地域のことは地域が決める」、「住民が参加する」、こういったことを目指す姿にしていくのだということでございます。

それから、道州制の基本的な考え方としては4点ございまして、これはモデル構想に書かれている4点を記載をさせていただきました。国、道州、市町村の役割分担につきましても、これはモデル構想の中からその関係部分を整理をさせていただいたということでございますし、それから税財源のあり方についても、このような形でさせていただいてござ

います。

それから5ページ目でございますけれども、これは「国と地方の役割分担」（主なもの（案））ということで、モデル構想ではここまで出してございませんでした。これは平成6年9月に地方六団体が意見として取りまとめたものをベースとして、今回一応の整理をさせていただいたものということでございまして、この役割分担はさらに内部の精査を要するというものでございますが、一応案としてここでは記載をさせていただきます。それで国が所掌する事務と、それから地方が所掌する事務というふうに右左で分けさせていただいております。なお、地方が所掌する事務につきましては、道州と市町村の事務分担につきましては、さらに今後市町村と議論をしながらいろいろ検討していかなければならないというふうに考えてございます。詳細につきましては、また後ほど役割分担ということで本日資料が行っていると思いますが、その際にご説明をさせていただきたいというふうに思います。

それから6ページでございますが、「道州制の導入までのプロセス」ということでございます。これも前回ご説明をした「道州制導入先行実施の考え方」の中で示しているものと基本的には変わってございません。ただ、「ステップ1：先行実施」と中段の方に書いてございますが、ここで期間を前回は三、四年程度ということでしたが、「4年間を目途に」というふうにさせていただきました。

それから7ページでございますが、「道州制の先行実施」ということで、ここは基本的に12月にお示しをした内容を記載をさせていただいております。「北海道の位置づけ」、それから「先行実施のねらい」、12月の時点ではなかったのですが、そのときのご議論、それからその後の経済財政諮問会議での資料等を参考に、先行実施のねらいということで北海道の視点、全国の視点と、この両方の視点からのものをつけ加えさせていただきました。それから「先行実施の視点」としては、住民、地域主権、民間活力ということで、これは変わってございません。それから「基本方向」ということで、規制改革、権限移譲、財源移譲、一元化ということでございます。それから、8ページの右下の「取り組みの概要」でございますけれども、テーマ設定ということも変わってございません。その下の道州制モデル事業、これは先ほど室長からのお話にもございましたように、平成16年度の国の予算におきまして創設をされました「道州制の検討に資する北海道広域連携モデル事業」、これをこのところに記載をさせていただいております。内容等につきましては、本日別の後ろの方に資料がございますので、そちらの方で簡単にご説明をさせていただきたいと思っております。

それから9ページ目でございますが、この部分は今回新たに追加させていただいたものでございます。私どもが先行実施をするに当たってどういうふうな体制で臨んでいくのかということで、新たに記載をさせていただいたところでございますけれども、「推進方法」につきましては、内閣府と連携を図りながら道州制プログラム、このプログラムの着実な実現を図るということで、平成16年度からスタートする4年間ということで、16年か

ら19年、これはただいまも言いました道州制モデル事業が平成16年度からスタートするというようなこともございますし、一部できるものは16年からやっていこうという考え方のもとで平成16年度からスタートということでございますし、それからモデル事業が4年間というふうなこともございまして、一応平成16年から19年というふうにさせていただいてございます。

それから「推進体制」でございますが、全庁的な事業推進のための体制を整備してやっていこうというふうに考えてございます。また、具体的に毎年度施策の推進をするに当たりましては、ローリングをしてやっていこうかなということで、ローリングに当たりましては各方面から道州制に関する提案、それから道民ニーズの変化、こういったことを的確に対応し、それをプログラムに反映すると。そんな考え方から毎年度各事業の実施状況を見直して事業を見直していきたいというふうなことで進めていきたいなというふうに考えてございます。

また、先ほどもご説明をさせていただきましたけれども、市町村への権限移譲、これにつきましても、道が持つ権限などを市町村に積極的に移譲していくというのが、これは大切なことだというふうに考えてございますので、市町村への権限移譲を推進する体制、こういったものをつくりまして、必要なものについてはプログラム事業として位置づけてやっていきたいというふうに考えてございます。

それから、10ページ以降でございますが、前回もお示ししました六つのテーマ、今回また掲げさせていただいてございます。11ページでございますが、「世界に通ずる北海道の観光の形成」ということで、先ほどもご説明しましたが、目的、先行実施のねらい、モデルとしての位置づけと、これを今回新たに記載させていただきました。それから右の方に各事業が載ってございますが、今回はその項目のほかに簡単な概要を右の方に記載をさせていただいたところでございます。北海道観光の形成につきましては、目的としましては特に今回を機に、東アジア地域を中心とする外国人観光客が非常に増加しているということなので、それに対応していく体制が必要なのかなということでございまして、ねらいとしましては、北海道の持っている特に冬の観光、そういったことをねらいながら、東アジア諸国からの観光客にとって、来やすいような環境を整えていく必要があるのかなということで、そういうところをターゲットに、通訳だとか案内標識あるいはエアライン、関税の免除といった取り組みをしていきたいなというふうなことでございます。

それから全国のモデルとしての位置づけということでございますけれども、北海道の特性であります積雪寒冷、冬と雪、これを逆に生かした観光、これが一つのモデルというか、ほかのところの地域に発信していく情報になっていくのではないかと考えた考え方でございます。

それから、13ページ、14ページでございますけれども、「北海道の優れた自然環境の保全」ということでございますが、目的のところでございますけれども、北海道の中には豊かな森林といったようなすぐれた自然環境があるということと、またそこに住む野生生物、

こういったものがあると。こういったところに自然と人との共生を確保していこうということでございます。ねらいでございますけれども、こういったすぐれた自然環境を保全していくといった場合に、北海道は四方を海で囲まれているということで、他府県との調整、こういったことが必要ないわけでございます。そういったことから野生鳥獣の保護管理、これも北海道内の中でできるわけでございます。それから自然、森林といったものも道内の中でできるといったようなことで、自己決定できるような環境を整えていったらいいのではないかという発想でございます。

全国モデルとしての位置づけなのですが、右の方に国指定鳥獣保護区内での捕獲許可以下、資料関係のものがございますけれども、これは道が独自でエゾシカの保護管理計画を策定するといった、人と野生生物との共生といった、そういう先駆的な取り組みをしているわけでございますけれども、そういった北海道だからこそ可能なすぐれた自然環境の保全、それから野生生物等の適正な保護管理、こういったことを取り組んでいくことによって全国にそういった取り組みを発信していけるのではないかといった考え方でございます。

それから15ページ、16ページでございますけれども、「北海道らしい多様な農業・漁業の推進」ということでございます。目的としましては、皆様ご承知のように北海道は食料基地ということでございますので、これまで以上に安全で良質な食料の供給をしていかなければいけないし、またそのための生産基盤の整備、技術力の向上、こういったことが必要だということでございます。先行実施のねらいとしては、そういった一次産業の潜在力、これを開花することによって、農業、漁業、これがいろいろ北海道の持続的に発展していくための大きなステップになっていくのだということございまして、モデルとしての位置づけは、そういった日本の食料供給基地として農業、漁業に与える影響力が全国的に大きい北海道が、いろいろ農業、漁業に係る基盤の整備だとか、活力ある農漁村づくり、ファームインの促進だとか、それから新規就農者の促進だとか、そういった活力ある農漁村づくり、そういうことを進めることが全国にいろんな情報を流していくことになるのだろうというふうに考えているところでございます。

それから17ページ、18ページでございますが、「きめ細かな産業・雇用政策の推進」でございましてけれども、皆様ご承知のように、北海道は非常に現在、経済雇用情勢が深刻だということでございますので、先行実施のねらいとしては、どうやって地域の持つ新しい産業の芽を育てていくのかということ、そういったことを意識した事業を一応私どもとして右の方の項目に、例えば新燃料の利用だとか外国人研究者の確保とか、こういったようなこと、あるいはベンチャー話の支援、こういったことを私どもとしても考え、意識させていただいているところでございます。

それから、次の19ページ、20ページでございますが、「災害に強い地域づくり」でございましてけれども、これも昨年の災害の経験を踏まえまして、どうやって災害情報、あるいは災害に関連する情報などを一元的に所有していくのかと、一元的にやっていくのか、そ

ういった取り組みをしてまいりたいということでございます。

それから、21ページ、22ページでございますが、「少子化・高齢化・過疎化に対応した住みよい社会づくり」ということでございますけれども、これにつきましても道内どこで暮らしていても、ゆとり、潤いとか生きがい、そういったものを持って暮らせる社会を目指していくのだということで、そういった施策を右の方に、子育て支援だとか地域医療の充実、そういったことを掲げさせていただいているところでございます。

それから、23ページ、24ページは、これは今までの六つのテーマについて掲げております各事業項目が何に該当するのかといったことを、全体を一覧表で整理したものでございます。

資料2につきましては、以上のとおりとなります。

○松山主幹：それでは、資料3の「国が所掌する事務とその考え方について（案）」につきましてご説明させていただきます。

国と地方の役割分担につきましては、昨年8月策定いたしました分権型社会のモデル構想におきましても、検討すべき課題として掲げているところでございますが、今般その基本的な部分の整理を行いましたので、ご説明させていただきます。

資料3の国が所掌する事務とその考え方についての案という資料をお開きいただきたいと思えます。この資料につきましては、国と地方の役割分担の整理に当たっての基本的スタンスといたしまして、地域に関することは地域がみずからの判断と責任で担っていくことができるよう、国は国家として本来担うべきことに限定し、それ以外は地方が担うことを基本に考えて、その新しい国の役割を案として整理したものでございます。これは右上に括弧書きで書いてありますように、平成6年の9月、地方六団体、六団体といいますのは、全国知事会、議長会、全国市長会、議長会、全国町村会、議長会、その六団体として取りまとめました「地方分権の推進に関する意見書」をベースとしております。六団体の意見書につきましては、この国の事務の範囲を16の事務に限定するものでありまして、その一つ一つにつきまして検討を行いました、私どもとしての考え方を整理したものでございます。この国の役割を整理することは、地方が備えていくべき本来の権限や機能、地方が果たすべき可能性などにつきまして議論を深めていく上で基本になるものと考えております。

それでは簡単に資料2について、変更点だけ説明させていただきたいと思えます。

左側に国の所掌事務で、右側に説明文ということで記載しております。番目の、司法、立法ということでアンダーラインを引いている立法がございまして、これにつきましては六団体につきましては載せておりませんが、私どもの方では国と地方の間の立法権を分割する連邦制ということは目指しておりません。現行憲法内の道州制ということで、その立法ということで記載させていただいております。

番の全国を対象とする骨格的・基幹的な交通・通信基盤施設の整備・管理ということで、括弧書きにつきましてアンダーラインを引いておりますけれども、これも追加してお

ります。これにつきましては、道州同士による調整に膨大な口スを生むことが予想されます。道州のエリアを越えて調整、企画、立案を行うことに合理性が認められるという、そういう活動に対しまして、国が対応する必要があるのではないかとということで追加しております。

次の 番につきましても、括弧書き、道州間の財源調整を含むということを追加しております。これにつきましてはモデル構想でも、この地域間の財源調整につきましては国の役割ということで整理しておりますので、これを追加しております。

以上が簡単でございますけれども、この資料3の説明でございます。

次に、資料2の先ほど道州制プログラムの5ページでございますけれども、これについてちょっとごらんいただきたいと思います。これは先ほどの国の事務の範囲が16の事務に純化された場合、北海道がどのような役割を担い、どのような機能を発揮していくべきかという道州制のイメージとしたものでございます。今後庁内におきましても十分議論を行いながら、道としての考え方を固めていきたいと考えております。

この資料は上から下に行政分野の区分を設けまして、また左と右で国が所掌する事務、地方が所掌する事務に分離しております。

1段目では、地方が分担することが実質的に困難と考えられる「国の専掌事務」、これを記載しております。2段目の「生活」から一番下の「基盤」まででございますけれども、地方が国と分担しながら担っていく事務を概括的に例示しているものでございます。国の役割が国家として本来担うべきことに限定された場合、地方は例えば4段目の産業・雇用で見ますと、北海道においては地方事務の欄にありますように、各種の地域産業政策は知事が一元的に判断を行い、地域の特性に即して各種施策を選択、集中させていくことが可能になるものと考えております。また、労働関係の事務につきましても、国は全国的に統一すべき失業保険や労働基準などの役割を果たすことに限定いたしまして、雇用対策につきましても、地域の実情を一番よく知る地方が主体となって行うようになるといったことなどで整理しております。以下、同様の考え方に従いまして整理しております。

内容についてちょっと簡単でございますけれども、国と地方の役割を仕分けしていくことは今後、関係部局などと十分に議論を進めていく必要があるものと考えております。また、国の地方支分局の事務につきましても、先ほどご説明申し上げた、国が所掌する事務とその考え方についてに即して、同様に整理を行いまして、今後これについてもお示ししていきたいと考えております。

さらに、国と地方の役割分担だけではなくて、道州と市町村との役割分担の整理も必要であると考えております。これにつきましては、市町村との間で役割分担を決めていくに当たっての論点を整理しまして、その上で市町村と十分議論をしながら整理をしていきたいと考えております。

簡単でございますけれども、以上でございます。

○浅利参事：それでは引き続きまして、資料4でございますけれども、策定のスケジュール

ル(想定)ということで、これは現時点で私どもが考えているスケジュールでございます。

道州制推進会議、1月下旬第4回、本日でございますが、この後、市町村・道民等の意見の反映ということで、アイデア募集、それから意見の聴取を1月中旬から2月上旬にかけて行っていきたいということですし、それからまた2月17日にはシンポジウムと書いてございますが、ホテルライフオーで開催をさせていただいて、そういった取り組みを踏まえまして再度、本日のこの会議の方にまたそれを踏まえた取りまとめをまたもう一度ご議論をいただいて、それをさらに取りまとめをして、私どもとしてはできれば1定議会でいろいろご議論をいただいて、3月末もしくは4月の初旬に第6回の会議ということで、そちらの方で最終的な取りまとめをしていきたいなというふうに考えてございます。

その後、それを受けまして、3月末もしくは4月に国へ提案をしてみたいということでございます。

それから、資料5でございますけれども、これは今現在やっているいろんなアイデア募集等について記載をさせていただいておりますので、後ほどごらんになっていただければありがたいと思います。

それから、資料7でございますが、先ほども簡単にお話ししましたが、道州制北海道モデル事業ということで、100億円開発予算の中についた事業についての基本的な考え方ということで、現状のご報告でございますけれども、1番目の「道州制の検討に資するモデル事業の取り組み」ということで、観点として から 、こういったことで今いろいろ検討をさせていただいているということでございます。

2番目の「具体的な事業の選定」につきましては、北海道のいろいろ持っている新生プランだとか3次長期総合計画、パートナーシップ事業、こういったことから事業を抽出して進めていきたいと。

それから「事業計画の策定」ですけれども、事業期間が4年間というふうに決まっています。それから成果目標・アウトカム指標、こういったものも設定するようというようにいろいろなことがいろいろ決まっています。つくるに当たっては、市町村の説明だとか地域連携会議といったところをいろいろ活用しながら、庁内の中でワーキングチームをつくりながら、いろいろ検討を始めているといった状況になってございます。

以上、雑駁にご説明をいたしましたけれども、本日は資料1の第3回の道州制推進会議における意見への対応等、それから本日資料2としてお示しをいたしました道州制プログラム(仮称:案)の11ページ以降に六つのテーマごとに関します目的、あるいは先行実施のねらい、モデル事業としての位置づけ、こういったところを中心にご議論をいただければ、というふうに考えておりますので、どうぞよろしくお願いをいたします。

○宮脇座長：ありがとうございました。

それでは、ただいまの事務局のご説明に対しますご質問、ご意見、これはフリーディスカッションでお願いしたいと思いますので、どこの部分からでも結構でございます。また今、事務局の方からは、特に議論をしてもらいたいということで、その箇所のページがご

ございましたけれども、ここはもちろんのこと、そのほかの部分も含めまして、ご意見があればいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

意見交換

○岡部委員：18ページですけれども、追加ということでできれば加えていただきたいと思いますのですけれども、「産学官が連携した新事業、新産業の創出」という項目があります。現在、我々もこの産学官連携した新事業、今後も取り組むために、北海道大学、あそこは第1号という位置づけでありますけれども、リサーチ・アンド・ビジネスパーク的なものを今構築しようとしているわけですけれども、ああいうものを構築するに当たりまして、国立大学の構内に民間の研究所等の施設をつくる場合に、いろいろな制約、それから手続の煩雑性があるわけですので、その辺の規制の緩和及び手続の簡素化、そういうようなことを載っけていただければなと思います。

○宮脇座長：ありがとうございます。

○小磯委員：質問を1点させていただきたいと思います。

今日は、道州制のいわゆる基本にかかわる国としての将来的に向けて、どこまでが国の仕事であり地方だという基本的な話から、それから当面の先行実施という、あるいは戦略的な議論という幅広いご説明をいただいたのですけれども、やはり一番難しいのは先行実施というもの、それをどう見きわめて、その中身をどう取り込んでいくのかということろだというふうに改めて感じたのですけれども、その先行実施の意味というもの、今日4年間ということで年限の目途というところをご説明をいただいたのですけれども、わかりやすく言うと、例えば社会実験的に4年間この権限移譲、規制緩和というものをやって、その後一応4年間終わればそれが終了し、白紙に戻して、また改めての議論を進めていくという、そういうイメージのものなのか、それともその後につながる本格的実施の前段階として4年間こういう取り組みをした後、それに加えて本格的に移行していくという、その先行実施というものをどういうイメージでとらえて、これから北海道として提案されようとしているのか、その考え方に少し認識の差があると今後の議論の仕方にも少し影響があるかなということで、まずそれをお伺いしたいと思います。

○浅利参事：先のこととはちょっとわかりませんが、私どもとしましては、この先行実施を行うことによって、それをさらに、前にもご説明のとおり、資料の6ページに書いていますけれども、それをさらにステップ2で取り組みを拡大していきたいというような、そういう意識のもとに私どもはこれを先行実施を取り組みさせていただいているということでございます。

○小磯委員：そうすると私、一つ誤解があったかもわかりませんが、「モデル的、パイロット的」ということでやると、例えば4年間とりあえずこういう形でやってみて、それをもとの全く白紙状態に戻すことは、これは物理的にどうかは難しいというのがある

とは思うのですけれども、とりあえずそこでやった成果を検証して、本当にそれがいい意味で地方として権限移譲し、規制緩和することでうまくいったものについては引き続き、ただそこでやっぱり少し反省が出てくるものについては、それは国の権限としてやっぱり元に戻してという、そういう4年後の議論というものが想定される状況があるのかどうか、その辺はいかがなのでしょう。

○浅利参事：なるべくはそういうことのないようにしてまいりたいということで、ステップ1に区切っているのは、この6ページでいきますと、「法整備の検討」とその前の「国の方針の決定」と、これは第28次の地制調で今議論が行われています。それは2年以内に結論が出るのかちょっとわかりませんが、そういったことを踏まえていこうという趣旨がここに入っていますので、なるべくそういったことのないように、そのあたりのそごが後で生じないようなことを意識しながら、やっていきたいなということでございます。

○井上委員：今日提出していただいた書類は、前回に比べるとかなり肉づけになっているから、かなりの程度わかりやすくなっていると思うのですが、ただ一つ質問なのですが、私、これは詳細になればなるほどわかりにくくなると思うのですけれども、例えば10ページ以降、「目的」、「道州制先行実施のねらい」等々があって、各課題に対して右側に例えば観光のところであれば、「国際的な観光の展開」、そしてその同じコラムの「...」の右側は、これは多分こういうような規制緩和あるいは権限の移譲が大切だということが書かれてあると思うのですが、多分そうだと思うのですが、ただ、これが権限の移譲をしなければ、あるいは規制緩和をしなければやれないということばかりではないような感じがするのです。ですから、このところは何の権限を移譲してもらわなければいけないのか、あるいはどういった規制緩和をしなければいけないのかというようなところと、道が今でも独自にできる部分というのをきちんと分けて書かないといけないのではないかと思うのです。

例えば、これは若干細かいところでいえば疑義があるかと思うのですが、この12ページの「受入体制の整備」ということになると、「外国人観光客が快適に滞在するため、道路案内標識を外国語による表示」とかというようなものが出ていますが、これは大がかりな規制緩和や権限の移譲というようなものがないとできないのかどうかということ。

それ以外のところにも多々どこが権限の移譲なのか、どこが規制緩和なのか、道独自で今でもできることあるんじゃないかというところが、やはり私は分けていただく必要があるのではないかというふうに思いました。とりあえず。

○五十嵐委員：送っていただいたのを読みまして、二つほど感想めいたことです。感想めいたというのはあれですが.....。

前回までの資料に比べると、目的とかがあってよくなったのかなと思って読み始めて、二つ気がついたのですが、10ページ以降のこの「目的」、「ねらい」、それから「全国モデルとしての位置づけ」、ここを読む限り、私はむしろこの文章が、何か道州制ではなくてもいいのかなという.....。総合計画に近いものが書いてあって、これがどう道州制

にかかわるのかというのがちょっとわかりにくいなと思って、なぜだろうと考えていました。もう少し後でその結果を申し上げます。

もう一つは、規制緩和、権限移譲なのですが、その先に見えるもうちょっと具体的なものを書き込む必要があるのかどうか、ちょっとこれは議論いただいた方がいいかと思うのですが。例えば、農地の転用許可について、小面積の場合は協議を廃止するよと。そういうことは必要だと思うのですが、目的は活力ある農漁村をつくるために、今ある農地法ですとか農地転用に関する規制を緩和したい、独自で考えたいと。それはどういう方向かという、農業政策と関連するので書きにくいのかなと、ちょっと考え過ぎかもしれませんが、例えば今でも、農地は荒廃しているところがたくさんあって、逆に規制緩和と同時に、道が独自でやるのであれば規制を強化するよという意味合いがあってもいいのかな。農地については、取得した人は必ず農業をするような方向で考えてもらうとか。そのために株式会社の参入も認めるのかもしれませんが、株式会社が参入すると農地をすぐ手放してしまっただけで荒廃するから反対だという意見がありますが、そうではない形で農業を守っていくのだと。自然環境もそうですし、それから介護とか医療の問題もそうなのですけれども、目的は、あくまでも北海道の力強い産業にあったり、よい暮らしであったりすると。そのために規制は弱めるのだけれども、逆にその質を担保する。質というかな。介護の質や医療の質や、あるいは農業生産というものを担保するための政策を独自で打つのだというような、その独自政策の部分、だからこそ活力ある農漁村づくりができるし、安心ある医療づくりができるのだというようなことがないと、何となくやっぱり行政の権限移譲の話にしか見えなくて、道民生活がどう変わるのかというのがちょっと見えないかなと。それが1点目に言った、「目的」とか「ねらい」とか「モデル」としての位置づけです。

このところから入っていくときに、そうかなと思う部分と、例えば11ページのところですが、この1行の「魅力ある観光地づくりを進めることにより」とあるのですが、もうこういう抽象的なことはやめた方がいいかと、逆に。魅力あるとかそういう言葉を使わずにどういう観光地をつくるのかというのをもうちょっと具体的な議論として書き込んだ方がいいのかなと。これはこの委員会でも具体的に私たちも手を動かしてもいいのかなと、自分を含めて考えていました。

以上です。

○谷委員：前回、総合計画との整合性、そして北海道への転出入の話しをさせて頂いたところですが、道の総合計画の中でも、このような議論は継続して行われてきました。今回提示された先行実施案について、総論としての項目だけが、今回の取り組みの時にこうして上がってくるというのは、少々残念なことだと感じています。やはり、道州制を推進していく上では、ビジネスモデル的に、このような項目を優先にして行きながら、しっかりと道民を対象とすると共に、今、五十嵐委員の発言したように、地域の産業としてもプラスになる、あるいは生活としてもプラスになるというのが背

景にならなければいけないと思うのです。そういう意味では、やはり、どれをこの一つ一つの項目の中でモデルにしていくのだという、それが今回の道州制の大きな意味合いではないかと思えます。そうしなければ、現在でも総合計画の中で十分に組み込んでおりますので、道州制を進めて行くときに、道民の立場ではどのようになるのかということが、裏づけとして表現しても良いのではないかという気がするのです。そこが指標などを求めていくことに繋がっていくと思うのです。

また、先行実施に伴う事務事業一元化の論点なども、北海道の場合、全国に比較して公務員数というのは非常に多いわけです。全国の平均が確か3.数%なのですが、北海道の場合は5.数%を占めます。これが一元化になったときに、公務員数は大幅に減少することになります。いわゆる、北海道からの転出者が大幅に増えていくことになります。そういう意味では、これらの点についてもしっかりと論議した上で、この一元化という問題を考えていくべきだと思いますし、併せて、事業予算を組む段階で、「北海道特例」という背景もありますので、これが、今後全国において道州になったときに、そういう特例というのが北海道にとってマイナスになっていくのではないかという、こういう議論も必要なのではないかと、私は感じているところでございます。

そういう意味でも、やっぱり大事なものをまず表に出していくべきですし、またマイナスになっている部分をしっかりと論議していく必要もあるかと思っています。それについては、何度も繰り返してお話ししていることですが、これらのことが、この資料を見て感じたところです。

○宮脇座長：私からも、委員の皆さんから発言が一巡しましたので、ちょっと発言させていただきたいと思うのですけれども、ちょっと確認なのですが、この道州制プログラム資料2というのをいただいているのですけれども、これをベースにして4月上旬にプログラムの決定をして、これを国への提案とするという、その原型になるこれは資料であるということでしょうか。

○浅利参事：そうです。

○宮脇座長：それを議論するための資料ではないのですね。

○浅利参事：これをベースに、ほとんど.....。

○宮脇座長：今、総合計画というお話もありましたけれども、これ幾ら読んでも何も出てこない。申しわけないのですけれども。余り最初からそういうふうに言ってしまうとよくないので、知事が12月の段階に行かれて、やっぱりこの議論というのはある意味でステージが変わったわけですね。そこからちょっと確認したいのですが、それでは道州制特区というのはこの中でどこにイメージされておりますか。

まず、道州制特区ということについて、どういうふうはこの作業の中でお考えになられているのか、まずそれをお聞かせください。

○浅利参事：私どもが考えているのは、この六つのテーマ、これが道州制特区の束というふうに考えているのです。

○宮脇座長：今、谷委員からもありましたように、これを全部ウエートづけしないで並列的に全部申請されるという意味ですか。

○浅利参事：はい。

○宮脇座長：それだと総合計画を上げているのと同じですよ。

これをベースにするということはわかりますけれども、先ほど井上委員が言われたように、これ以上細かくすればするほど、まず何がポイントなのかがわからない。長い期間をかけた道州制というものを実現する。それはわかります。それともう一つは、先ほど来ご意見があるように、今の足元で何をどういうふうに積み上げていくかということの両方が必要なわけですよ。では、足元で何を積み上げていくかということは、これでは全然わからない。意見として申し上げますのは、それがまず1点です。

ですから私は、この委員会も推進委員会ですから、ぜひ今回のこういうプログラムといのを北海道全体にとっていいものにしたいと思えますけれども、国に対する提案として、これを全部持って行って、それで道州制プログラムですといっても、それを何か総合計画を上げられただけで、何を受けとめていいのかもわからないし、どういう理念系なのかも十分わからない。これはこれでいいのですけれども、それではこれの中で、どういうアクションプランでどこからやっていくのか、どこが道州制特区として先行的にやっていく部分なのかということが、やっぱり訴えかけられないと、せっかくこういう中に、道州制という中で今回議論ができていいる中で、道民にも伝わっていかないとと思うのです。

それからもう一点だけです。先ほどお話がありましたけれども、11ページ目以降の六つのテーマところなのですが、この例えば12ページ目のところ、全部右側のところで具体的なものが挙がってきているのですけれども、道庁内でこういうものを抽出する仕方というのはどういうふうにやられているのですか。道民の皆さんからこれから意見を聞いていく、地域から意見を聞いていく、それは非常に重要なことだと思うのです。ただし行政の中のプロというのは道庁です。道庁の中でどういうふうなプロセスで抽出されているのですか、ちょっと教えてください。

○浅利参事：今回のこの各項目を出すに当たりましては、私どもで考えたのもありますし、それから各部に投げかけて各部の中から出てきたもの、そういったもの。それから今年の年が明けてからですけれども、職員に提案を求めたもの、そういったものがございます。

○宮脇座長：職員の皆さんから提案を直接求めたものというのはどの程度ある？

○浅利参事：まだ今回の中には入っていませんけれども、今締め切った段階では三十数件の提案が上がってきてまして……。

○宮脇座長：それは直接出されたわけですか。

○浅利参事：そうです。

○宮脇座長：大変申しわけないのですが、既存の組織の中で稟議制度によって上げてこよ

うと思えば、これは限界があると思うのです。各原課サイドにおいてもいろんな制約があるはずですから、それは原課に求めること自身にも制約がある。どうも私これ、委員の皆さんはそれぞれご意見あると思うのですが、これを見ていると基本的に陳情書に近いのです。ですから、先ほど井上委員も、「別にこれ、規制緩和でなくてもできる部分があるんじゃないですか」と言われている。

これ、我々として、あと4月にプログラムの決定報告というところの資料4のところのプログラムの流れ、スケジュールを見ると、2月中旬と3月あたりの2回ですよ。この2回を、これを整理するための議論をしていっても、正直そこででき上がるものというのは、こういう報告書ベースみたいなものしかなくなってしまうと思うのです。もちろん、このプログラムを充実させていくということは必要です、それは。それは両輪の片方だと思いますけれども。ただ、もう一方で、先ほど来ありますように、4年、さらに長期のことと同時に、これを実現していくための対応というのが道州特区とかそういう申請の中であるはずなのだと考えています。

○小磯委員：ちょっと意見を述べさせていただきたいと思います。

前回お示しいただいた資料の中で、私、前回の意見の中で、基本的にはまず10ページ以降の六つのテーマというものが出てきて、本当にそれがこれから北海道が目指すべき、何を目指していくのかというのが、道外の人たち、いろんな人たちから見た場合、その理念というのがやはり見えづらい。そのためには、もう少しやっぱりこの整理が要るのではないのかというのが、私前回のときの感想だったわけです。

残念ながら今回も同じテーマの中で出てきているというところ、それも一つ私、そういった自分なりの対案ということで、例えば本当に北海道としてもう自分の力でこの機会に産業起こし、自分たちの力での雇用創出に向けてこの機会に取り組んだと。そのために最低限これだけは、というような、そういう理念を例えば出すとか、そういうお話も申し上げました。改めてやはりそういうメッセージが、私も先ほど4年間できっちりとした先行実施で具体のプログラムを出すということであれば、やっぱりそういうメッセージが一つ要るのではないかなというふうに感じます。

さらに11ページ以下、その中身を見せていただくと、私、先行実施というのは大変難しいと思うのです。北海道だけ特別に先にやるということで、本当に理解してもらうための議論というのは、これから大変だと思うのですが、本当に説得力ある形になっているのかどうかという面では、やはりまだ弱いような気がいたします。具体的にどうかというと、やはり国の権限移譲というものをしっかりと地方に、というためには、今現在、北海道の例えば地域住民の生活とか、それから自主的な地域経済の発展というものを目指していく上でこういうところがやっぱり阻害であると。国がやっぱりこういう権限を持っているがゆえに、ここはこんな問題があるのだというところの認識の整理というのが一つあって、実はそれを改革することによって地域にこういうメリットが出てくるという部分、それがやっぱりそれぞれのプログラムの中に背景としてそれが示されなければ、やはり説得力あ

るプログラムには私はなっていないのではないかなという、そういう気がいたします。

これは個別の個々の議論をやっていくと、これは本当に作業ベースになりますので、ちょっとこの検討推進会議でこれを全部議論というのは……。例えば今、手元にあるのが11、12で観光の話ですけれども、例えば道路案内標識の外国語表示とそれから国道とかその辺の権限の移譲というのが並列的に並んでいる、これだけでもちょっと議論のベースとして本当に耐えていけるのかどうかという不安があります。これは本当にせつかく北海道庁、こういう機会に道州制というところで先行的なプログラムが示されていられる上では、そういうもう少し詰め作業というものが背景にないと、やっぱりこれからの作業という面でも、これからの対外的な対応という面でも、やっぱり支障があるのではないかなというのが正直な感想です。

以上です。

○五十嵐委員：この議論をもうちょっと進めるために、1回目、2回目でパッケージという考え方も出されたと思うのですが、道州特区のパッケージ。ただ、その中の規制緩和がポーンと先に出てきたという印象がちょっと免れないのですけれども、やっぱりその理念があって、前回もこのご指摘に出ていて、課題があって、それを解決するためにはこういう規制緩和をしながら、そのお金をどう使うかという。北海道がこれから生きていくためのお金の使い方、補助金というのはどこかに担わなくてはいけないのだろうと思いますので、やっぱり一連の流れが必要なのかなというふうに思います。

中でもやっぱり例えば12ページ、さっきから観光が出ていますけれども、レベルが違い過ぎるとあるのですけれども、この空港の問題というのは結構これはやっぱり、まさにこういうのこそは魅力ある権限移譲になり得るわけで、そうするとそれを北海道が持つと。新千歳ばかりではなくて、地方の空港も持つということがどういうメリットがあるのか。今はどういう規制緩和のもとでここまでできないと、それはどういうメリットになって、実はお金はどのくらいというのはやっぱり内部で弾いておいてもらおうと、よくわかる部分、内部でわかる部分、そのお金を出すかどうかはちょっと私も判断わからないのですけれども、あるのではないかなというふうに思います。ので、何かこの、今皆さんおっしゃっているのですけれども、六つ、それからこの一つ一つが並列でいくのではなく、こういうことが突破口になったら、きっと周りもそれに引っ張られる形、あるいはこれを先行的にする形で進めていくというようなプログラムが必要なかなと。空港を北海道が持つということによって、海外の路線とももっと路線をふやすことができる、外国人がもってくる。当然表示も変えなければいけない。当然対応の人もとるという、そういう展開図というのは得られていくのではないかなというふうに思います。

○井上委員：座長あるいは小磯委員が言われたところと若干重複するのですが、私も思うところがありますので、ちょっと言わせていただきます。

前回のときにも、あるいは1回目のときから私が申し上げているのは、このプラン、配られた道州制プログラムというものの要するに基本的な理念というものを明確にしなけれ

ばいけないということを申し上げているのですが、その部分がいまだに明らかにならない。つまり谷委員の言葉でいうと、「住民の目線に立った」ということになるのですが、理念がなければ、住民はこういった非常に細かい部分を提示されても、全体像がつかめない。つまり道州制を支える道民の力というものが、そこでは欠けてしまうということなのです。ですから、まず最初にあるのは理念があって、つまり言い方をかえれば、「これをやれば北海道に住む人たちの経済、社会、産業の環境がどういうふうになるのか」というのが、別な言い方をすると理念、基本理念ということなのです。

ですから、その部分があって、そして現状がある。現状は、規制緩和や権限が要するに奪い取られていて、そしてかんじがらめで何もできないという現実があるから、将来の理念を実現するためには、かんじがらめの今から何をどう身をほぐしていかなければいけないかというのが、実は道州制プログラムだと思うのです。ですから、そういうロジックで、先ほども質疑応答がありましたけれども、下の現場から積み上げてくるというのは、精緻に、精緻になるばかりで実は方向が全く違うものに行ってしまうリスクがある、それが出てきているのではないかということです。

岡部委員も先ほど産業のところでは言われましたし、前回、小磯委員も言われましたが、では疲弊している北海道が、再生ということではなくて、新生という言葉が使われていますが、北海道の経済、産業が活性化する、新生するというために、一体どういう権限の移譲と規制緩和が行われなければいけないのかというと、例えば、狭いところで書かれてあるのは、17、18ですよ。これで北海道の経済、産業の再生や雇用の回復、確保というのが達成されるのですか、というのが、私が素朴の思う疑問なのです。ですから、下から行く、つまり細かい現場の部分から行くというよりも、やはりきちんとした方向性というものを道民の目線で私たちはきちんとすることが先だろうというふうに私は思います。もう3回目ぐらいになりましたけれども、そういうふうに思います。

○宮脇座長：ありがとうございました。

やはり基本的に、道州という新しい姿を北海道としてどういう戦略と理念を持って築き上げるのかということが必要で、今もご指摘ありましたように、個別のものを抽出してこることは、これは実践的にやるのは必要なことだと思います、それは。ただ、それが集まっても、合成の誤謬を犯すだけで、全体として何を言いたいのがわからない。

それでもう一つ重要なのは、やはりこれは行政改革のためのものではないわけですから、基本的に地域や道民の方々にとって、道州制ということを考えることが何が変わるのだと。「一つ一つの規制がこうなりますよ」ではなくて、「地域がどう変わるのだ」というのが、途中で切断することなく、認識できるような形にならなければならないと。

今日皆さんいただいている時間が、16時45分までなのですが、正直これはこの資料のベースで、この資料の中身をこれからここで議論していくということも必要なのですけれども、もう一方ではやはり今議論されたように、現実にはそれでは実現していくための戦略とかそういうものを理念を含めてどういうふうにするのだという、そういうものがや

はり、この中からきちっと整理をされていかなければならないと思うのです。そうかもしれません、実現はなかなか難しい。

まさに言い過ぎかもしれませんが、いろんな意味でそういう政策を形成する体力とか能力というのが問われているときなので、このままこの資料に基づく整理をするための議論というだけをこの後2回にわたって議論していくということでは、私どもの会議の役割というのは、十分果たすことができないと思いますね。これは今すぐここで、どうこうということをお伝えするわけにいかないわけですが、2月の中旬に行われる第5回の会議までには、委員の皆様にごううふうな形で次のところからは議論するのだ。そのための資料はごううふうにするのだということを示した上で、次の第5回を開きませんか、このまま同じ議論を2回繰り返していても、4月の段階で出てくるものというのに、余り大きな成果が出ないのではないかと、これを非常に大きく懸念しますので、ごううふうでぜひお願いしたいというふうに私は思います。

委員の皆様からほかにご指摘事項がございましたら、お願いしたいと思います。

それではごううふうで、2月の次回の委員会までにできるだけ早く、ごううふうのものを議論いただくかごううふうなことも含めまして、また委員の皆様の方とご相談をさせていただきたいごううふうに思っております。

それでは、事務局の方から、そのほか何かございましたらお願いいたします。

○新田室長：大変皆様ご議論ありがとうございました。今のお話を踏まえて、何とか少し工夫あるいは考えてみたいと思いますので、今後ともどうぞよろしくお願い申し上げます。

○宮脇座長：それでは、本日の会議はこれで終了させていただきます。ありがとうございました。